

地方消費税収を充てる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1からの消費税率(国・地方)引上げに伴う地方消費税率引上げ分(1%→1.7%)は、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成27年度の地方消費税交付金(当初予算額400,000千円)のうち社会保障財源分(65,000千円(見込み))につきましては、次のとおり社会保障施策に要する経費の一般財源分に充てることとしております。

歳入予算

地方消費税交付金のうち社会保障財源分 65,000 千円 (見込み)

歳出予算

社会保障施策に要する経費(一般財源分) 955,344 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障がい者福祉事業	594,732	443,532	151,200
	高齢者福祉事業	64,846	6,712	58,134
	児童福祉事業	700,635	498,233	202,402
	母子父子福祉事業	6,700	5,025	1,675
	生活保護扶助事業	192,880	154,871	38,009
	小計	1,559,793	1,108,373	451,420
社会保険	介護保険事業	354,130	0	354,130
	国民健康保険事業	99,000	74,250	24,750
	後期高齢者医療事業	71,307	53,479	17,828
	福祉年金事業	5,575	10	5,565
	小計	530,012	127,739	402,273
保健衛生	児童等医療事業	156,166	54,915	101,251
	母子衛生事業	2,000	1,600	400
	小計	158,166	56,515	101,651
合計		2,247,971	1,292,627	955,344

※扶助費及び特別会計繰出金を集計